

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱について

平成 26 年 3 月 31 日

25 新総契契第 3613 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 1 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 新宿区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している受注者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従事員が 1,500 人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が、平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号通知（以下「基本通知」という。）等の規定に基づき、地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合において、区が工事請負契約書第 4 条第 1 項ただし書きに基づき工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合に必要な事項をこの取扱において定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 区が融資制度に係る債権譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当する工事とする。

(1) 請負金額が 1,000 万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が 1,000 万円以上であること。

(2) 当該工事の進捗率が、全体の 2 分の 1 以上であること。

(3) 債権譲渡承諾の申請時において、年度内に完了することが見込まれる工事、あるいは、債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事で、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が 1 年未満である工事。

(4) 以下に掲げる事項に該当していないこと

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合

イ 工事請負契約書第 43 条各号又は第 43 条の 2 各号に該当し、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第 4 条第 1 項ただし書きを適用しない場合

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第 3 条 譲渡の対象となる工事代金債権の範囲は、以下に定めるものとする。

(1) 当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第 30 条第 2 項の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- (2) 当該工事請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額に、契約変更により増額又は減額された後の額とする。
- (3) 当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第 46 条第 1 項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の条件)

第 4 条 工事請負代金債権の譲渡人は、融資制度を利用する中小・中堅元請建設業者(以下「債権譲渡人」という。)とする。

なお、建設共同企業体(以下「JV」という。)の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者であること。

2 工事請負代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う以下の各号のいずれかに該当する。

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有し、かつ、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤および信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

(支払計画等の提出)

第 5 条 債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなっている。また、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)においては、債権譲受人から、支払状況および支払計画の写しを受けて確認することとなっている。

(債権譲渡の承諾申請)

第 6 条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、以下のとおり申請書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式) 3通
- (2) 締結済の新宿区の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第6号様式) 1通

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

- (4) 発行日から3ヵ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保

証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けていることを証するもの 1通

※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通
- (7) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印または代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通

2 申請書類の提出先は、区の契約管財課とし、当該工事の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参することとする。（郵送等による提出は認めない。）

ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

3 債権譲渡人及び債権譲受人は、書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は受付票を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

4 契約管財課は、当該工事の契約締結権者が部長である場合、受理した申請書類について、第4条を確認のうえ、当該工事の施工担当課（以下「工事担当課」という。）へ送付する。

（申請内容の審査）

第7条 前条により、申請を受理した契約管財課及び工事担当課は、チェックリスト（第9号様式）を使用し、以下の項目について審査する。

- (1) 対象工事が第2条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡承諾依頼書が、以下の事項のすべてを満たしていること。
 - ア 同じものが3通提出されていること。
 - イ 本取扱に定める様式を使用しており、定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人の使用した印が、契約書又は受付票に押印したものと同一であること。なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名及び印と一致していること。
 - カ 支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ J V案件の場合、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があり、使用した印がJ V協定書と同一であること。

（J Vの構成員の押印は不要）

また、復代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と致していること。(JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。)

- (3) 締結済の債権譲渡契約書の写しが、以下の事項のすべてを満たしていること。
 - ア 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名が契約書と一致していること。
 - イ 債権譲渡人および債権譲受人の所在地、商号または名称および代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。
 - ウ 債権譲渡人及び債権譲受人の使用した印が、印鑑証明書と一致していること。
 - エ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること、また、押印した印がJV協定書に押印したものと同一であること。
- (4) 工事履行報告書(第6号様式)の実施工程により、当該工事の進捗状況が、全体の2分の1以上であることが確認できること。
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書(原本)が提出されていること。
- (6) 履行保証人の承諾書の写し
契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
 - ア 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
 - イ 区に提出済の保険又は保証証券等及び保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (7) 債務保証承諾書(根保証用)
振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書(根保証用)の写しが提出されていること。

(債権譲渡の承諾手続)

第8条 当該債権譲渡の承諾申請の内容を審査した後の承諾手続は、以下のとおりとする。

- (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 契約管財課は、第6条の規定により提出された申請書類を前条により審査し、不備等がない場合は、工事担当課へ協議のうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続きを行い、決裁終了後、債権譲渡承諾書(第1号様式)3通に発注者印及び確定日付印を押印する。
 - イ 契約管財課は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。
なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、契約管財課で保管する。その際、債権譲渡整理簿(第7号様式)に必要事項を記載し、保管するものとする。
 - ウ 契約管財課は、債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等の写しを工事担当課へ送付する。

- (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
- ア 工事担当課は、第6条の規定により提出された申請書類を前条により審査し、不備等がない場合は、速やかに債権譲渡の承諾の決裁手続きを行い、債権譲渡承諾書3通に発注者印及び確定日付印を押印する。
 - イ 工事担当課は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。
なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、工事担当課で保管する。その際、債権譲渡整理簿に必要事項を記載し、保管するものとする。
 - ウ 工事担当課は、債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等の写しを契約管財課あてに送付する。
- (3) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 当該債権譲渡の承諾申請受理後に、債権譲渡人が工事請負契約書第43条各号又は第43条の2各号のいずれかに該当することが判明した場合等、第2条又は第4条の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
- ア 契約管財課は、工事担当課へ協議のうえで、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続きを行う。
なお、債権譲渡不承諾通知書(第8号様式)には必ず不承諾とする理由を記入すること。決裁手続き終了後、債権譲渡不承諾通知書3通に発注者印を押印する。
 - イ 契約管財課は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、契約管財課で保管する。
 - ウ 契約管財課は、債権譲渡不承諾通知書の写しを工事担当課へ送付する。
- (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
- ア 工事担当課は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続きを行う。
なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入すること。決裁手続き終了後、債権譲渡不承諾通知書3通に発注者印を押印する。
 - イ 工事担当課は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、工事担当課で保管する。
 - ウ 工事担当課は、債権譲渡不承諾通知書の写しを契約管財課へ送付する。
- (3) 債権譲渡不承諾通知書を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。
- (4) 債権譲渡の不承諾通知書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

(出来高の確認)

第10条 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事請負代金債権の担保のために工事の出来高を査定す

ることとなっている。

- 2 債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、事前に工事出来高確認協力申出書(第3号様式)を持参又は郵送等により、工事担当課に提出するものとする。
- 3 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書の提出を受けた工事担当課は、支障のない範囲で工事現場への立入を認めるものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(融資実行の報告)

第11条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、速やかに連署にて融資実行報告書(官房課長通知に定める様式5)を契約管財課に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 融資実行報告書に記載されている債権譲渡人及び債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致すること、債権譲渡人の印と契約書又は受付票の押印が同一であることを確認のうえ受領し、第6条の書類とともに契約管財課で保管する。
 - イ 契約管財課は、融資実行報告書の写しを工事担当課あてに送付する。
- (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
 - ア 契約管財課は、融資実行報告書に記載されている債権譲渡人及び債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致することを確認のうえ、当該工事の工事担当課へ送付する。
 - イ 工事担当課は、第6条の書類とともに保管する。

2 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保障を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを契約管財課に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 書類受領後に公共工事金融保証証書の写しを第6条の書類とともに契約管財課で保管する。
 - イ 契約管財課は、受領した書類の写しを工事担当課あてに送付する。
- (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
 - ア 契約管財課は、受領した書類を工事担当課あてに送付する。
 - イ 工事担当課は、第6条の書類とともに保管する。

(請負代金等の請求)

第12条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、請負金額及び部分払金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲渡人から譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡の承諾後において、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることはできない。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書（区が指定した様式による）、支払金口座振替依頼書を工事担当課に提出するものとする。
- 3 工事担当課は、工事代金債権の金額を確認のうえ、債権譲渡通知書に基づき譲渡された工事代金債権の支払先を請負代金等の支払手続きの際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

（契約変更の場合の取扱）

第 13 条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第 4 号様式）を作成のうえ、第 3 項による提出先へ、持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- 3 書類の提出先は、当該工事請負契約の契約締結権者が区長である場合は、契約管財課とし、契約締結権者が部長である場合は、工事担当課とする。
- 4 工事代金債権計算書（契約変更用）の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容のものを再提出させるものとする。
- 5 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、下記のとおり処理する。
 - (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 契約管財課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - イ 契約管財課は、工事代金債権計算書（契約変更用）の写しを保管し、原本を工事担当課あてに送付する。
 - (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
工事担当課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - (3) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（契約変更用）を債権譲渡承諾書とともに保管する。

（契約解除の場合の取扱）

第 14 条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、区は第 3 条第 1 項第 3 号により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第 5 号様式）を作成のうえ、第 3 項による提出先へ、持参又は郵送等の方法で提出するものとする。

この場合、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

- 3 書類の提出先は、当該工事請負契約の契約締結権者が区長である場合は、契約管財課とし、契約締結権者が部長である場合は、工事担当課とする。
- 4 工事代金債権計算書（契約解除用）の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容のものを再提出させるものとする。
- 5 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、下記のとおり処理する。
 - (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 契約管財課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - イ 契約管財課は、工事代金債権計算書（契約解除用）の写しを保管し、原本を工事担当課あてに送付する。
 - (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
工事担当課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後に金額を記載する。
 - (3) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（契約解除用）を債権譲渡承諾書とともに保管する。

（不正行為への措置）

第 15 条 当該融資制度に関し、債権譲渡人及び債権譲受人から提出された申請書類について、書類の偽造、改ざんその他の不正行為が認められたときは、区は融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。

（競争入札における指名選定等に係る留意事項）

第 16 条 区は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱をしてはならない。

（その他様式類等）

第 17 条 融資制度を実施するに当たって必要な債権譲受人における様式類等で本取扱いに定めのないものは、融資制度の監督官庁または振興基金が定めたものを使用するものとする。

附 則

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱について」は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとし、令和 8 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。